

パソコンの処分方法について

不用となった家庭用パソコンは、パソコンメーカーが回収し、部品などを再資源化することになっています(平成15年10月1日施行「資源有効利用促進法」)。

リサイクル対象品

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶・CRTディスプレイ(一体型を含む)

処分方法

PCリサイクルマークがついている製品の場合

- ①パソコンメーカーに申し込みます。
- ②メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。
- ③パソコンを簡易梱包し、伝票を添付します。
- ④郵便局に持ち込むか戸口集荷を依頼します。(郵送料の支払い不要)
- ⑤リサイクルされます。

PCリサイクルマークがついていない製品の場合 (平成15年9月30日以前に販売されたパソコン等)

- ①パソコンメーカーに申し込みます。
 - ②メーカーから振込用紙が送付されます。
 - ③回収再資源化料金を支払います。
 - ④メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付されます。
 - ⑤パソコンを簡易梱包し、伝票を添付します。
 - ⑥郵便局に持ち込むか戸口集荷を依頼します。(郵送料の支払い不要)
 - ⑦リサイクルされます。
- ※回収再資源化料金(リサイクル料金)はメーカーにより異なります。
(参考:3,000~9,000円)

自作パソコンやメーカーが倒産した等左記以外の場合
パソコン3R推進協会が回収します。PCリサイクルマークがついたパソコンであっても、回収再資源化料金(リサイクル料金)が必要になります。

※一般社団法人パソコン3R推進協会
(TEL03-5282-7685、ホームページ<http://www.pc3r.jp/>)

資源ごみ回収報奨金交付制度について

市では、資源物を回収した団体(子ども会、自治会、PTA、その他各種団体)に対し、回収重量1キログラムにつき5円の報奨金を交付しています。

《対象団体》子ども会、自治会、PTA、その他各種団体

《回収品目》新聞、雑誌、雑がみ、ダンボール、牛乳パック、空き缶・ビン、古着・古布類、ペットボトル

《実施回数》年度内3回以上 ※日程は団体で決める

《報奨金額》回収重量(1kg)×5円 ※10円未満の端数は切り捨て

《報奨金交付》年1回口座振込み又は窓口現金払い

《新規団体の登録》団体届出書を市役所生活環境課に提出(届出書等は生活環境課窓口にて用意)

※登録後、年度内に3回以上実施していただければ随時受け付けます。

生ごみ処理機等購入費補助金制度について

この補助金は平成29年度で
終了しました。

お問い合わせ / 守谷市役所生活環境課 ☎45-1111